

## Naima Travel 渡航手続代行契約 取引条件説明書

この書面はお客様が、Naima Travel(ナイマトラベル)(以下、当方といいます。)へ渡航手続代行契約の申し込みをしようとする場合は、旅行業法第十二条の四に定める取引条件の説明書面となり、お客様との間で渡航手続代行契約が締結した場合は、同法第十二条の五に定める「契約書面」の一部となります。

### 一、当方が渡航手続代行契約を締結することができるお客様

1.当方が渡航手続代行契約を締結することができるお客様は、当方と受注型企画旅行契約、若しくは手配旅行契約を締結したお客様、または当方が受託している他の旅行者の募集型企画旅行について当方が代理して契約を締結したお客様にかぎりです。渡航手続の代行のみ単独ではお引き受けできません。

### 二、渡航手続代行契約とは

1.「渡航手続代行契約」とは、当方が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金(以下、「渡航手続代行料金」といいます。)を収受して、お客様からの委託により、次に掲げる業務(以下、「代行業務」といいます。)を行うことを引き受ける契約をいいます。

- A.旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- B.出入国手続書類の作成
- C.その他前各号に関連する業務

### 三、渡航手続代行料金

1.渡航手続代行料金は、おとな・、子ども共に同額です。

2.渡航手続の内容、及び各種渡航手続代行料金

- A.入国観光ビザ(査証)取得代行手続料金:お一人につき・1件:4,500円
- B.入国観光ビザ(査証)の取得代行以外の渡航手続代行料金:お一人につき・1件:3,000円

※当該観光ビザ(査証)等の実費、及びパスポートなどの郵送料金、通信費などは別途でお支払い頂きます。

※観光ビザ(査証)以外のビザ(査証)取得代行の場合は、手続料金が変わります。その都度ご確認ください。

### 四、契約の申し込み、及び契約の成立時期

1.当方と渡航手続代行契約を締結しようとするお客様は、当方所定の申込書に所定の事項をすべて記入の上、所定の金銭とともに当方が別に定める期日までに(当方より「契約書面」、のメールを送信した日から原則7日以内)当方へ提出をしなければなりません。

2.当方は、渡航手続代行契約の申し込みをしようとするお客様に、当該渡航手続代行契約により引き受ける代行業務(以下、「受託業務」といいます。)の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当方の責任、その他の必要な事項を記載した「契約書面」を交付します。

3.渡航手続代行契約は、当方が契約の締結を承諾し、申込書、所定の金銭等を受理したときに成立するものとします。通信契約においては所定の金銭等を受理し、当方からお客様へ申込みを承諾する旨の通知を發した

ときに成立するものとします。

4. 当方では、当該契約成立後、直ちに各種渡航手続の代行を開始します。
5. 当方は、前項2.の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による渡航手続代行契約の申し込みを受けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当方が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
6. 当方は、業務上の都合があるときは、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。
7. 金銭の支払は全て、当方指定の銀行口座へお振込みとしていただきます。振り込みにかかわる一切の手数料は、お客様の負担とします。  
尚、領収書の発行は致しておりません。領収書の発行をご希望の場合は、別途、印紙代、送料をお支払いいただきます。
8. クレジットカードでの支払いは、お受け致しておりません。

## 五、守秘義務

1. 当方は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことはありません。

## 六、お客様の義務

1. お客様は、当方が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。
2. お客様は、当方が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物(以下、「渡航手続書類等」といいます。)を当方に提出しなければなりません。
3. 当方が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公館その他の者に、手数料、査証料、委託料、その他の料金(以下、「査証料等」といいます。)を支払わなければならないときは、お客様は、当方が定める期日までに当方に対して当該査証料等を支払わなければなりません。
4. 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費、通信費、その他の費用が生じたときは、お客様は、当方が定める期日までに当方に対して当該費用を支払わなければなりません。

## 七、契約の解除

1. お客様は、いつでも渡航手続代行契約の全部、または一部を解除することができます。ただし、お客様は、すでに支払った査証料等、及び前項4.の費用を負担するほか、当方に対し、当方がすでに行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。
2. 当方は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。
  - A. お客様が、所定の期日までに渡航手続を代行するために必要な書類等を提出しないとき。
  - B. 当方が、お客様から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。
  - C. お客様が、渡航手続代行料金、査証料等、または前項4.の費用を所定の期日までに支払わないとき。
  - D. 当方が代行業務を引き受けた場合において、お客様が、当方の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可(以下、「旅券等」といいます。)を取得できない恐れが極めて大きいと当方が認めるとき。
3. 前項2.の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、お客様は、すでに支払った査証料等、及び前項4.の費用を負担するほか、当方に対し、当方がすでに行った受託業務にかかわる渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

## 八、当方の責任、及び免責事項

- 1.当方は、渡航手続代行契約の履行に当たって、故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して六カ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2.当方は、渡航手続代行契約により、実際にお客様が旅券、査証等を取得できること、及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当方の責に帰すべき事由によらず、お客様が旅券、査証等の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても当方はその責任を負うものではありません。したがって、お客様は、すでに支払った査証料等、及び前項4.の費用を負担するほか、当方に対し、当方がすでに行った受託業務にかかわる渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

## 九、お客様の責任

- 1.お客様は関係国へ、その取得した査証で入国後は、その取得した査証の有効期間内において、その活動許容範囲内の行動をしなければなりません。
- 2.お客様からの虚偽資料の提出、取得した査証の活動許容範囲を超えた関係国内での活動による国外への退去、罰則、その他のお客様の訪問国での行為により当方が損害を被った場合は、その損害を賠償していただきます。
- 3.当方の責に帰すべき事由によらず、お客様が旅券、査証等の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかった場合でも、当方がすでに行った受託業務にかかわる渡航手続代行料金、及び受託業務を行うにあたって生じた諸経費はお支払いいただきます。

## 十、その他

申し込み時に送信する「契約書面」、及びこの取引条件説明書に定めのない事項には、「標準旅行業約款 渡航手続代行契約の部」、及び一般に確立された慣習に準じます。